

# 平成20年度経営計画の実績評価

高知県信用保証協会

## 1. 業務環境

### (1) 地域経済及び中小企業の動向

平成20年度は、下期の米国に端を発した金融危機が全世界に拡大し、企業業績や雇用情勢の悪化など実体経済に大きな影響を与えている。経済基盤が脆弱な本県においては、比較的堅調であった製造業の大幅な悪化に加え、これまで横這い圏内で推移してきた非製造業がはっきりと悪化方向に転じ総じて、大幅な減収減益となった。

### (2) 中小企業向け融資の動向

平成20年度の県内貸出金の動向は、保証付貸出を中心に実行額ベースでは増加したが、既往債務の返済が多く残高は引続き前年を下回った。

なお、同年度の保証動向についてみると、金融機関との提携商品や緊急保証制度などにより保証承諾は前年比147.1%と増加したが残高は107.4%の増加に留まった。

### (3) 県内中小企業の資金繰り状況

平成20年度における資金繰りについては、第3四半期から全業種に於いて、売上減少や在庫の増加などから、苦しい状況となっている。

### (4) 県内中小企業の設備投資状況

平成20年度は、前年比プラスとなった。ただ平成19年度の実績が低く時系列的にみてさほど高いものではない。

なお、保証承諾の資金使途から見ると、設備資金は減少した。

### (5) 県内の雇用情勢

本県の雇用失業情勢は、製造業の減産や非製造業の売上不振、企業収益の悪化に伴う雇用調整が広がっており、平成21年3月の有効求人倍率は、0.39倍と平成11年5月以来の低水準となった。このような状況下にあつて、常用労働者数は、非製造業を中心として減少している。所定外労働時間も前年を下回った。

## 2. 重点課題について

### (1) 保証部門について

#### ① 責任共有制度導入後の影響

県下の全商工会議所及び商工会連合会を四半期ごとに訪問し、同制度導入後の影響について、中小企業者の声の有無と内容について聴取したが、緊急保証制度の創設もあり大きな影響はなく、保証債務残高は当初計画を下回り37,683百万円の実績となった。

#### ② 流動資産担保融資保証制度の更なる推進

不動産担保に依存しない資金調達方法として創設された「流動資産担保融資保証制度」については、引続き利用促進に努めた結果、170件、1,961百万円、対前年度比件数で126.9%、金額で169.2%と前年度を上回る実績を上げた。

### ③ セーフティネット保証の推進

10月開始の緊急保証も含め経営の安定に支障を来している中小企業者に対し、積極的かつ弾力的な保証対応に努めた結果、4,423件(対前年比336.9%)、70,918百万円(対前年比359.1%)となり件数、金額とも大きく増加し、地元経済・雇用を支えている中小企業者の金融におけるセーフティネットとして大きな貢献を果たした。

### ④ 経営支援・再生支援に引続き注力

保証部及び幡多支所に開設している「経営・再生支援相談窓口」に95企業(保証部86企業、幡多支所9企業)から相談があり、金融の円滑化、経営改善等のアドバイスを行った。また、昨年に引続き部内に再生支援担当者を3名配置し、再生支援協議会との連携により、再生に向けた迅速な取り組みをし、同協議会の第二次対応案件12企業に全て関与し、返済緩和等の再生支援を行った。

### ⑤ 職員の目利き能力の向上

多様化する保証制度に対応し、審査能力の向上を図るため、連合会主催の「企業の目利き講座」に1名参加させたほか、現地調査・面談を908企業行うとともに、司法書士及び地元中小企業経営者を講師として招き3回の内部研修を実施した。また、中小企業診断士の資格は1名が取得し、更に1名を資格取得のため「診断士受験対策講座」に参加させ養成している。

## (2) 期中管理部門について

### ① 大口保証先の毎期決算書の徴求による業況の把握

平成20年12月に抽出した保証債務残高1億円以上の保証先332企業について、金融機関を通じて決算書を徴求し、うち業況の悪化している52企業につき、金融機関と業況悪化の要因、対応策等について協議し、今後の適切な管理、支援を要請した。

### ② 金融機関との連携強化による企業実態の把握

- 各金融機関の営業店舗延べ212店舗の訪問を実施し、地域の概況や取引先企業の状況把握に努めた。
- 地元4金融機関(四国銀行、高知銀行、高知信用金庫、幡多信用金庫)の本部管理部門と意見交換会を実施し、適正な期中管理の徹底を図った。
- 金融機関と期中管理の事務手続きと問題点等について勉強会を7回、地元4金融機関向けの期中管理業務講座を1回実施し、周知を図った。その結果、金融機関の担当者との情報交換もスムーズとなり、事故受付から代位弁済実行までの所要日数が前年度より約4日短縮されるなど、事務の効率化が図れた。

### ③ 被保証人等の実態把握及び資産調査の強化

- 大口事故先や期限の利益喪失協議書が提出された先については、破産等法的手続中のものを除き、原則関係者全員の呼出しによる面談や必要に応じた現地訪問を行い、資産調査を実施した。

なお、当年度は1億円以上の大口事故案件や問題案件については、直接企業等へも出向き実態把握に努めるとともに、予め管理回収担当者を定め早期回収に努めた。

○延滞等事故報告案件について、金融機関への照会、状況確認を徹底した結果、内入正常化や条件変更による対応支援により407件2,661百万円、対前年度比件数で108.8%、金額で104.8%の調整を行うことができた。

○求償権事前行使について、原則第三者保証人非徴求等もあって、対象となる案件が少なかったため、2件にとどまった。

### (3) 回収部門について

回収実績は、一過性による大口回収と下期に物件処分が好調に推移したことから、1,432百万円対前年度比116.5%と増加した。

#### ① 早期回収の着手

本年度の代位弁済案件については、速やかに債務者等に対する必要な調査及び面談を実施のうえ、行動計画を策定し回収の最大化に努めたが、本年度の回収額は297百万円対前年度比81.8%の落ち込みとなった。不動産の任意処分について、協会主導で不動産業者を活用した案件は14件、競売申立は30件であった。

#### ② 回収目標額の設定及び目標管理の徹底

回収意識の向上、モチベーション確保のため、各担当者の回収目標額の設定及び進捗管理を行うとともに、計画的に訪問督促、集中管理及び2か月ごとに夜間督促を実施した。また、部内の定例会は毎月実施した。

#### ③ 管理回収業務の効率化の推進

回収困難な求償権約600件について、債務者等の現況把握のうえ、管理事務停止は359件2,297百万円と対前年度比件数で104.7%、金額で131.7%、求償権整理は402件1,795百万円と対前年度比件数で203.0%、金額で219.2%を行い、管理業務の効率化を図った。

損害金の減免件数は104件、減免後平均レートは2.4%であった。

#### ④ サービサーを活用した回収の充実・強化

本年度のサービサーへの回収業務委託は、120件403百万円と対前年度比件数で27.1%、金額で17.3%と低かったが、回収実績は202百万円、対前年度比153.0%と増加し、管理事務停止は123件対前年度比79.9%を実施した。回収促進策として保証人への一括交渉も積極的に行い保証人免除による回収案件も9件獲得した。

### (4) その他間接部門について

#### ① 次期電算システムの開発

平成21年6月の稼動を目指し、次期システムのテスト及び並行作業等を実施し移行に万全を期した。

#### ② コンプライアンスの遵守

コンプライアンス関連規程を遵守し、プログラムに沿って外部講師による研修等の内部研修会を実施した。

なお、暴力団等反社会的勢力の排除への取組みについては、平成20年10月31日高知県警察、弁護士等と「信用保証協会高知地区暴力対策連絡協議会」を開催、引続き連携強化を図った。

### 3. 事業計画について

平成20年度の事業計画については、県内中小企業が引続き厳しい経営環境にある中で、主要業務である保証業務については、上期の金融機関周年記念商品が大きく伸張したことに加え、下期の緊急保証制度により保証承諾は8,357件、107,477百万円対前年度比件数で114.3%、金額で147.1%と大幅に増加した。保証債務残高については、高水準の代位弁済はあったものの、保証承諾の大幅な伸張が寄与し、19,443件、172,571百万円で、対前年度比件数で91.9%、金額で108.8%の増加となった。一方、代位弁済は県内景況の厳しい状況を反映して、667件、5,329百万円と過去最高額となった。特に公共工事の減少等による建設業やその関連業種に加え、ほぼ全業種に於いて厳しさを増しており、対前年度比件数で131.0%、金額で116.8%と増加した。また、対債務者回収は、無担保債権や破産事件等の増加による回収困難な債権が増加してきているものの、回収の最大化に努めた結果、1,432百万円と対前年度比116.5%と増加した。

平成20年度の主要業務数値は、以下の通りです。

(単位:百万円)

項目	年度	20年度実績		
	20年度計画	金額	対計画比(達成率)	対前年度実績比
保証承諾	61,000	107,477	176.2%	147.1%
保証債務残高	152,000	172,571	113.5%	108.8%
代位弁済	4,500	5,329	118.4%	116.8%
実際回収	1,250	1,432	114.6%	116.5%

(注1) 代位弁済は、元利合計値 (注2) 実際回収は、サービサー委託分も含む。

### 4. 収支計画について

年度経営計画の達成に各部門とも努めたが代位弁済の増加等により、当期収支差額は僅かながら14百万円の黒字計上となり、前年度比23.3%と大幅減少となった。

平成20年度の決算概要(収支計算書)は、以下の通りです。

(単位:百万円)

項目	年度	20年度実績		
	20年度計画	金額	対計画比(達成率)	対前年度実績比
経常収入	2,083	2,213	106.2%	105.0%
経常支出	1,585	1,516	95.6%	102.9%
経常収支差額	498	697	140.0%	109.8%
経常外収入	5,130	5,686	110.8%	123.4%
経常外支出	5,568	6,370	114.4%	122.9%
経常外収支差額	△438	△684	156.2%	118.8%
金融安定化特別 基金取崩額	3	0	-	-
制度改革促進 基金取崩額	1	1	100.0%	-
当期収支差額	64	14	21.9%	23.3%

## 5. 財務計画について

基本財産のうち基金は、県・市町村からの出捐金及び金融機関等負担金の拠出は無く、期末は前期末同額の4,982百万円であった。

基金準備金は、当期収支差額から7百万円を繰入れたため、期末は7,032百万円となった。

金融安定化特別基金は、金融安定化特別会計の収支差額が1百万円の黒字となったことから、同額を繰入れ期末は364百万円となった。

### 【外部評価委員の意見等】

昨今の経済状況の中、不況業種対策としてのセーフティネット保証の推進に努め、特に平成20年10月からの高知県制度を含めた緊急保証制度への積極的な取組み、更には評価の下落が止まらない不動産担保以外の流動資産担保融資保証制度の活用など、中小企業者の資金繰りに多大な寄与が認められ「中小企業者の良きパートナー」としての姿勢が窺え、高く評価される。

一方、代位弁済は過去最高額となっている。今後、こうした高い水準の代位弁済が続くと、協会収支への影響は避けられないことから、今後とも保証の質・量についてバランスに注視していく必要があると考えられる。

制度改革が進む中、将来の人材育成への取組みに引続き努力することを期待したい。

また、コンプライアンスについては、関連規程を遵守しコンプライアンス・プログラムに沿って外部講師による研修等の内部研修会が行われており、コンプライアンス体制の整備とその適切な運用に向けての努力がされていることを評価する。